

《インフルエンザ出席停止期間早見表》

例	発症した後 5日を経過	発症日	発症後					発症した後 5日を経過した後		
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
Aさんの例	発症後 1日目に解熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校 可能		
		出席停止期間								
Bさんの例	発症後 2日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校 可能		
		出席停止期間								
Cさんの例	発症後 3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能		
		出席停止期間								
Dさんの例	発症後 4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能	
		出席停止期間								
Eさんの例	発症後 5日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能
		出席停止期間								

※その後は、解熱した日によって出席停止日が延長されていきます。 →

※発症日当日を「0日目」、解熱した翌日を「解熱後1日目」と換算するので、発症した日から数えると最低6日間の出席停止が必要となります。

※発症日は、インフルエンザの症状（突然の発熱・悪寒・関節痛等）が始まった日です。受診時に医師に相談・確認をしてください。

【医師が記入した登校許可証が必要な感染症】

下記の感染症は、「福生市立小・中学校児童・生徒学校感染症登校許可証明書兼請求書」に福生市医師会加入の市内医療機関で医師の証明をもらい、登校する際に学校に提出していただきます。用紙は学校にありますので、診断を受けたら速やかに学校にご連絡ください。（福生市のホームページからダウンロードもできます。）

※福生市医師会に加入していない医療機関及び福生市以外の医療機関での証明は自己負担となります。

病名	出席停止期間の基準
百日咳	特有の咳が消失するまで または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎（はやり目）	医師が感染のおそれがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで